

## ○三条地域水道用水供給企業団水道用水供給条例施行規程

平成 8年 3月 8日

規 程 第 5 号

改正 平成13年 3月27日 規程第3号

平成17年 5月 1日 規程第3号

平成18年12月14日 規程第3号

平成19年12月18日 規程第4号

（趣旨）

**第1条** この規程は、三条地域水道用水供給企業団水道用水供給条例（平成6年条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水地点 三条地域水道用水供給企業団（以下「企業団」という。）が条例第2条に規定する受水者（以下「受水者」という。）に水道用水を受渡しする地点をいう。
- (2) 計画一日最大受水量 企業団の計画及び経営の基本となっているそれぞれの受水者の申込み一日最大受水量をいう。
- (3) 年間総受水量 毎年4月1日から翌年3月31日までの年間予定使用量をいう。
- (4) 年間基本受水量 計画一日最大受水量に基づく1年間の受水量をいう。
- (5) 責任水量 年間総受水量をいう。

（給水地点及び給水方法）

**第3条** 給水地点及び給水方法は、別表のとおりとする。

2 給水地点における受水方法については、企業長が受水者と協議して定める。

（受水量の契約等）

**第4条** 受水者は、あらかじめその年度の計画一日最大受水量及び年間総受水量を記載した受水契約書（第1号様式）により企業団と契約しなければならない。

2 受水者は、前項の規定による契約を行った場合は、原則として契約内容を変更しないものとし、やむを得ない事情により契約内容を変更する必要がある場合は、企業長と協議するものとする。

（使用水量の測定等）

**第5条** 条例第4条に規定する使用水量の測定又は認定は、毎月末日に行うものとする。

（使用水量の通知）

**第6条** 企業長は、前条の規定により測定又は認定を行ったときは、1週間以内に使用水量通知書（第2号様式）を受水者に送付するものとする。

（給水料金）

**第7条** 条例第5条の規定により毎月徴収する給水料金は、条例第3条第1号に規定する基本料金に当該月の日数を乗じて得た金額と同条第2号に規定する使用料金（年間基本受水量以内の料金）に当該月の使用水量を乗じて得た金額の合計額とする。

2 条例第3条第2号に規定する年間基本受水量を超えた水量に相当する使用料金及び同号ただし書に規定する年間使用水量が責任水量に満たない場合の使用料金は、当該年度の3月分の給水料金に加算して徴収するものとする。

（給水料金の徴収等）

**第8条** 企業長は、給水料金の納入通知書を使用水量の測定又は認定を行った月の翌月10日までに受水者に送付するものとする。

2 受水者は、納入通知書を受けた月の25日までに企業長が指定する金融機関に給水料金を納入しなければならない。

3 第1項に規定する納入通知書の送付期日又は前項に規定する給水料金の支払期日について特別な事情がある場合は、これを延期することができる。

（水道用水の水質）

**第9条** 水道用水の水質及び給水地点における残留塩素の基準については、企業長が受水者と協議して定める。

**附 則**

この規程は、平成8年4月1日から実施する。

**附 則**（平成13年3月27日規程第3号）

この規程は、平成13年4月1日から実施する。

**附 則**（平成17年5月1日規程第3号）

この規程は、平成17年5月1日から実施する。

**附 則**（平成18年12月14日規程第3号）

この規程は、平成19年1月1日から実施する。

**附 則**（平成19年12月18日規程第4号）

この規程は、平成20年1月1日から実施する。

別表（第3条第1項）

受水者の名称	給水地点名	所在地その他	給水方法
三条市	三条柳沢調整池	三条市柳沢字諏訪山1334番地10	調整池流出口渡し
	三条吉田調整池	三条市吉田字堂平1545番地6	〃
	三条吉野屋調整池	三条市吉野屋字中ノ山乙 148番地4	〃
	三条大面調整池	三条市大面字上山999番地3	〃
	三条檜山調整池	三条市檜山字下山567番地5	〃
	三条飯田調整池	三条市飯田字宮沢2570番地1	〃
加茂市	加茂矢立調整池	加茂市矢立28番地6	〃
	加茂都ヶ丘調整池	加茂市都ヶ丘3242番地24	〃
田上町	田上吉田新田調整池	南蒲原郡田上町大字吉田新田 字向山丁117番地15	〃
	田上観音山調整池	南蒲原郡田上町大字田上 字観音山乙183番地1	〃

給水地点は、受水者の受水地点とする。

第1号様式（第4条関係）

受 水 契 約 書

三条地域水道用水供給企業団（以下「甲」という。）と受水者（以下「乙」という。）は、甲からの受水について、次のとおり契約を締結する。

（計画受水量）

第1条 乙の計画一日最大受水量は 立方メートルとする。

（年間総受水量）

第2条 年度における乙の年間総受水量は、 立方メートルとする。

（受水地点及び責任分界点）

第3条 水道用水の受水地点及び責任分界点は、次のとおりとする。

受 水 地 点			
責 任 分 界 点			

（供給条件等）

第4条 甲から受水する水道用水の供給条件等は、三条地域水道用水供給企業団水道用水供給条例の定めるところによるものとする。

（その他）

第5条 この契約に定めのない事項又は、この契約に疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

甲 三条地域水道用水供給企業団  
企 業 長

乙 受 水 者

第2号様式（第6条関係）

使 用 水 量 通 知 書

三水企第 号  
年 月 日

（受水者） 様

三条地域水道用水供給企業団  
企 業 長

月分の使用水量について、三条地域水道用水供給企業団水道用水供給条例施行規程第6条の規定により、次のとおり通知します。

測定場所	今月末の指針	前月末の指針	今月の使用水量	摘 要
	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	